



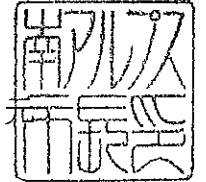
南ア国第2-45号

令和5年2月14日

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 南部 美和 様

南アルプス市長 金丸 一



令和5年度南アルプス市国民健康保険税率等について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則（平成15年4月1日規則第80号）第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

1 保険税率等について

令和5年度の国民健康保険税の税率等（所得割率、均等割額、平等割額）は、据え置きとする。

2 出産育児一時金の改定について

令和5年度の出産育児一時金について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、次のとおり国の基準と同額とする。

(1) 出産育児一時金 48万8千円（現行40万8千円）

南ア国運第2号
令和5年2月15日

南アルプス市長 金丸 一元 様

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 南部 美



令和5年度南アルプス市国民健康保険税率等について（答申）

令和5年2月14日付け南ア国第2-45号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 保険税率等について

令和5年度の国民健康保険税の税率等は、原案どおり据え置きとすることが適当であると認める。

2 出産育児一時金の改定について

令和5年度の出産育児一時金について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、次のとおり国の基準と同額とすることが適当であると認める。

(1) 出産育児一時金 48万8千円（現行40万8千円）

